

平成29年11月30日

内閣総理大臣
安倍晋三 殿

消費税に関する声明



四病院団体協議会

一般社団法人 日本病院会
会長 相澤 孝 夫
公益社団法人 全日本病院協会
会長 猪口 雄 二
一般社団法人 日本医療法人協会
会長 加納 繁 照
公益社団法人 日本精神科病院協会
会長 山 崎 學

第四次安倍内閣が11月1日に発足した。国民の医療を担うわれわれ病院団体は、同政権の政策運営のうち、特に重要な課題の一つである消費税に関して、以下を求めたい。

消費税は平成24年の社会保障・税一体改革において、8%と10%の2段階に分けて税率を引き上げること、税収は社会保障の目的財源化することが定められた。

しかし、その後の経緯をみると、平成26年4月に8%への引上げが実施されたものの、10%への引上げは当初予定の平成27年10月実施が見送られ、次に予定された平成29年4月実施も再び見送られてしまうこととなった。

医療をはじめとする社会保障制度改革は、必要な財源を消費税の増税により確保しつつ措置すると法定されているにもかかわらず、税率引上げが実施されなかったことから、その延期のつど、社会保障の財源は抑制されざるをえなかった。

この結果生じたのが、一般病院の損益差額マイナス4.2%という、第21回医療経済実態調査の憂うべき数値である。福祉医療機構の2016年病院経営状況分析でも、一般病院の経常利益率は前年度の1.5%から0.7%へと半減している。

現在のところは平成31年10月の消費税率引上げが予定されているが、今度は予定通り引上げを実施し財源上の手当てをすることにより、医療崩壊を防ぐべきである。

また、医療に係る消費税については、医療機器や各種経費等の課税仕入れに含まれる消費税のうち、診療報酬によって補填されたとしても足りない部分は医療機関が負担せざるを得ないという、控除対象外消費税問題が存在する。

この抜本的解決のためには、補填不足分の還付が可能な税制上の措置を講じるしかない。

安倍政権はその実現に向け、早急に取り組みを進めていただきたい。